

令和6年度 総合評価書

# 総合的な食料安全保障の確立

令和6年8月  
農林水産省



# 1 評価対象政策と評価の観点

(1) 評価対象政策 総合的な食料安全保障の確立

(2) 評価実施主体 大臣官房政策課食料安全保障室

(3) 政策所管部局 大臣官房政策課食料安全保障室、環境バイオマス政策課、大臣官房新事業・食品産業部、消費・安全局、輸出・国際局、農産局、畜産局、農村振興局、農林水産技術会議事務局、水産庁

(4) 評価実施時期 令和6年8月

(5) 評価の観点 令和6年度農林水産省政策評価実施計画（令和6年3月29日農林水産大臣決定）に基づく総合評価は、重要課題について様々な角度から掘り下げて分析するものであり、評価の目的が課題ごとに異なることから、**課題の特性に応じ、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点**を適宜、**取捨選択することにより評価を行うこととされている。**  
今般の政策評価では、**政策の有効性を中心に効果の検証を行い、その結果を今後の政策立案に適切に反映することとする。**

## 2 評価を実施する施策

- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の1.（5）「**食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障**」に基づき、以下の取組について評価を実施。

不測の事態に備え、**平素から食料供給のリスクの影響等の分析・評価**や、海外からのエネルギーや農業資材の調達の状況を含めて、**我が国の食料供給に影響を及ぼす中長期的課題に関する新たな調査分析を行い、対応策の検討、見直しを実施**するとともに、**輸入穀物等の安定的な確保、動植物防疫措置の強化等**により、総合的な食料安全保障の確立を図る。

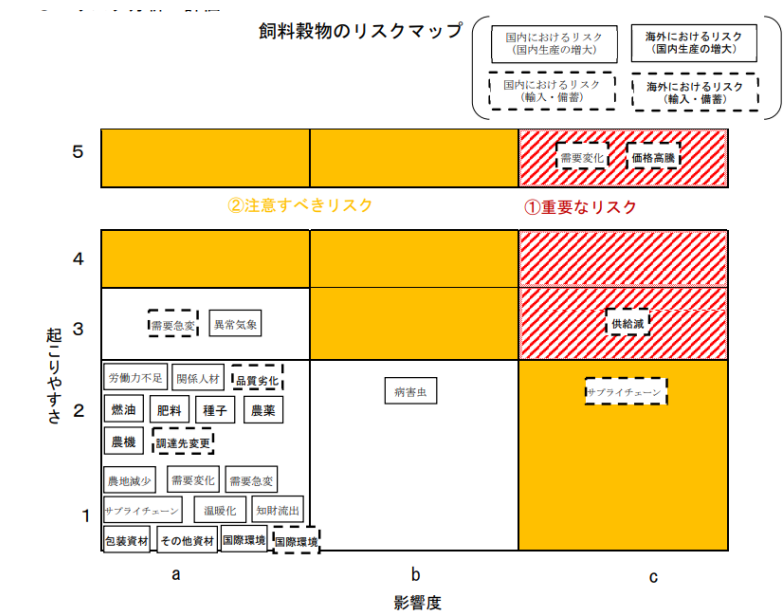
- |                                                                                                                                  |                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ① <u>不測時に備えた平素からの取組</u><br>リスクの影響度合い等の平素からの分析<br>不測時の対応手順の実効性の検証<br>家庭備蓄の普及啓発                                                    | ④ <u>国際協力の推進</u><br>技術協力の取組<br>資金協力の取組<br>緊急米備蓄の取組                 |
| ② <u>国際的な食料需給の把握、分析</u><br>国際的な食料需給の情報発信<br>食料の中長期的な需給予測<br>衛星データを活用した作柄のモニタリング研究                                                | ⑤ <u>動植物防疫措置の強化</u><br>水際対策<br>家畜伝染病の発生予防・まん延防止<br>植物の病害虫の侵入・まん延防止 |
| ③ <u>輸入穀物等の安定的な確保</u><br>輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集<br>主要穀物等の安定的な輸入に向けた政府間対話<br>小麦・飼料用穀物の適正な備蓄水準の確保<br>有用な遺伝資源の保全と円滑な利活用のための環境整備 |                                                                    |

3 各政策の取組状況及び効果の把握・分析

(①不測時に備えた平素からの取組)

【リスクの影響度合い等の平素からの分析】  
(取組状況) 食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因(リスク)の洗い出しと包括的な検証を行うため、「**食料の安定供給に関するリスク検証(2022)**」を実施。  
  
(分析・評価) 本リスク検証では「**輸入に依存する燃油・肥料・飼料穀物の価格高騰は重大なリスク**」といった結果が示され、引き続き、**不断のリスク点検とそれへの対応策の検討が必要**。

リスク分析・評価の例



【不測時の対応手順の実効性の検証】  
(取組状況) 不測の事態が生じた場合に食料供給の確保が迅速に図られるよう、平素から、緊急事態食料安全保障指針(平成27年10月策定)に基づき、**事態ごとのシナリオによるシミュレーション演習を実施**。  
  
(分析・評価) 直近の演習(令和4年度)では、「食料の供給減少シナリオ」と「生産資材の供給減少シナリオ」を想定し、短期的または中長期的に対応すべき課題※が明らかになった。引き続き、これらの課題へ対応した政策の検討とともに、**不測の事態に備えたシナリオの設定と演習の実施が必要**。

※ 備蓄量や在庫数量の把握については、品目によってその精度や頻度等が異なることから、品目ごとに対応方針を検討。供給が不足する品目に限定せず、カロリーだけでなく栄養素を考慮する等の視点が必要。

シミュレーション演習の実施内容(令和4年度)

日付

○メインシナリオ  
令和4年12月12日(月)  
[午前の部] 9時50分~12時00分(早期注意段階、レベル0)  
[午後の部] 14時00分~15時30分(レベル1)

○生産資材シナリオ(肥料、農薬、種子・種苗)  
令和4年12月14日(水)  
[種子・種苗] 9時30分~10時30分  
[農薬] 11時00分~12時00分  
[肥料] 16時00分~17時00分

参加者

- ・農林水産省内関係部局(各品目、各資材、農地整備、技術、広報担当等)、関係省庁
- ・関係業界団体(生産資材シナリオ)
- ・食料安全保障アドバイザーボードメンバー

野中農林水産副大臣による冒頭挨拶

シミュレーション演習当日の座談様子

【家庭備蓄の普及啓発】  
(取組状況) 利用者別に3種類作成した「災害時に備えた食品ストックガイド」を地域等での防災関係のイベントで配布することで、家庭備蓄の重要性の普及啓発を行い、食料安全保障に関する理解醸成を図っている。  
  
(分析・評価) 令和5(2023)年3月に公表した調査によると、約6割の人が家庭で災害等の非常時に備えた「食料の備蓄」を行っているという回答。食品の家庭備蓄は非日常のものとするのではなく、日常の一部としてふだんから無理なく取り入れていくことが重要であり、引き続き、**家庭備蓄の普及啓発に努める**。

利用者別のパンフレット例





3 各政策の取組状況及び効果の把握・分析

(②国際的な食料需給の把握、分析)

【国際的な食料需給の情報発信】

(取組状況) 世界の穀物等の需給状況や短期見通し、輸入相手国の物流・インフラの状況など、幅広い情報を収集・分析し、「**食料安全保障月報**」として毎月公表。

(分析・評価) 当該月報は、事業者の適切な食料調達に資するものとして実施しており、食品製造メーカー等から「**総合的な穀物情報がまとめられており、顧客への説明や社内の情報共有に活用している**」等の評価を得ている。引き続き、幅広いユーザーから、**ニーズを踏まえた情報提供を行う必要**。

食料安全保障月報の一例

2024 年 4 月

食料安全保障月報

(第 34 号)



令和 6 年 4 月 30 日

農林水産省

【食料の中長期な需給予測】

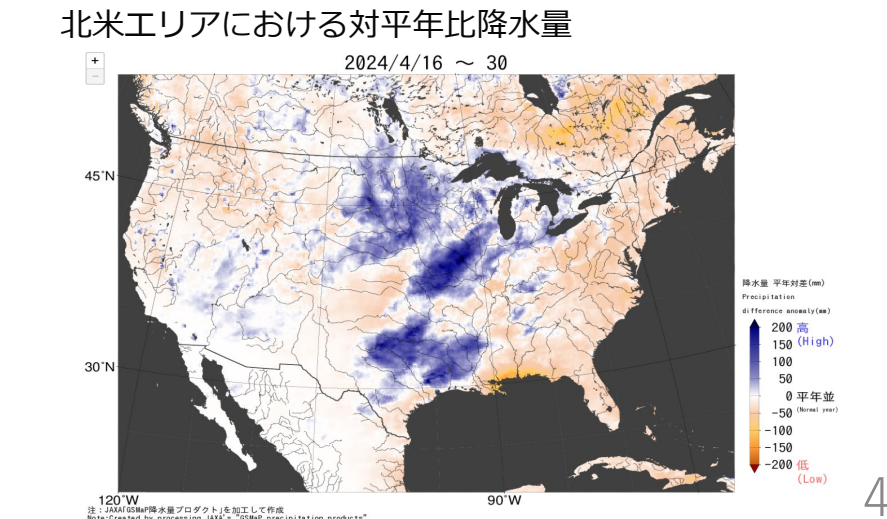
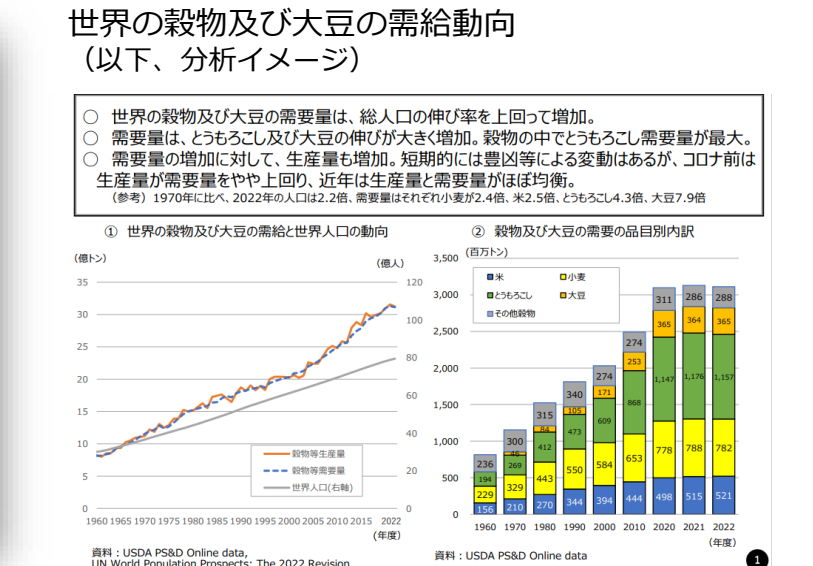
(取組状況) 中長期的な食料需給予測については、農林水産政策研究所において、平成20年度から「**世界の食料需給の動向**」を**毎年公表**。超長期的な食料需給予測については、最新のIPCCの報告書の結果などを踏まえ、世界的な需給予測をする**モデルを構築し、本年度中に予測結果を公表予定**(R4~6年度の3か年事業)。

(分析・評価) 中長期的な需給予測については、食料安全保障月報や食料・農業・農村白書への掲載の他、広く一般を対象とした説明会を開催。今後は**予測結果のより一層の活用方法を検討する必要**。

【衛星データを活用した作柄のモニタリング研究】

(取組状況) 衛星データ利活用に係る総合的な研究会等を通じて、国とJAXAや衛星関連事業者が連携し、衛星から取得した世界の主要穀物等の主な生産地帯の気象状況(土壌水分量等)を可視化した我が国独自の「**農業気象情報衛星モニタリングシステム(JASMAI)**」を構築。**令和2年度から一般に公開**。

(分析・評価) JASMAIで提供されるデータは、**食料安全保障月報やASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)等でも活用**。引き続き、研究会等で得られた知見を基に、**最新の技術を活用した有用なシステムとなるよう改修を行うとともに、より一層の活用を目指す必要**。



### 3 各政策の取組状況及び効果の把握・分析

#### (③輸入穀物等の安定的な確保：その1)

【輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集】  
(取組状況)

在外公館、国際機関、海外情報誌等を通じた情報の収集・分析を行うとともに、国連やG7・G20、WTO等の場において、**各国が不当な輸出規制措置を行わないよう議論を提起。**

(分析・評価)

国連やG7・G20、WTO等の場において、**各国が不当な輸出規制措置を行わないことの重要性について、引き続き我が国の安定的な食料供給の実現に向けて情報収集や議論を提起していくことが必要。**



G7宮崎農業大臣会合の実施  
(令和5年4月)



WTO・SPS公式会合への参加  
及び輸出規制措置撤廃の要請  
(令和6年6月)

【主要穀物等の安定的な輸入に向けた政府間対話】  
(取組状況)

国内生産で需要を満たすことができない主要穀物等について、平時から安定的な輸入の確保を図るため、**輸入相手国との間での政府間対話を強化。**

例えば、カナダとの間では、**日加農業食料政府間協力対話**を、2023年のG7宮崎農業大臣会合の際に**新たに設置**することで合意し、食料等の需給がひっ迫する際の両国間の協議の方法などに関し**議論を開始。**

ブラジルとの間では、**日伯農業・食料対話高級実務者会合**を実施し、日本企業も利用する穀物等の船積み用の港湾設備などの整備の円滑な実施に向けて、今後、二国間で省庁横断的に議論していくことを確認。

(分析・評価)

輸入相手国との間での政府間対話を強化することで、国内生産で需要を満たすことができない**主要穀物等の安定的な輸入に向けた議論をする枠組みを立ち上げられたところ。** 今後は、そうした新たな取組が機能するよう、引き続き、**輸入相手国との政府間対話等の機会の活用に取り組んでいくことが重要。**



日加農業食料政府間対話の実施  
(令和5年11月)



日伯農業・食料対話高級実務者会合の実施  
(令和6年5月)



### 3 各政策の取組状況及び効果の把握・分析

#### (③輸入穀物等の安定的な確保：その2)

【小麦の適正な備蓄水準の確保】  
(取組状況) 小麦の備蓄については、輸出国で不測の事態が発生し、輸入が途絶した場合に備え、国全体として、外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分を備蓄目標数量として設定。**製粉企業等の民間事業者が需要量の2.3か月分を備蓄した場合、国は保管料の1.8か月分を助成。**

【飼料用穀物の適正な備蓄水準の確保】  
(取組状況) 飼料用穀物の備蓄については、不測の事態による主要輸出国からの一時的な輸入の停滞等に備え、**民間事業者が、飼料用穀物の約1か月分の需要量に相当する約100万トン**を備蓄。このうち、約75万トンについては、過去の備蓄飼料穀物の最大活用実績を考慮し、国が保管経費の1/3以内を助成。

(分析・評価)  
民間が自主的に確保する原料在庫、国内の流通段階の製品在庫等については把握できておらず、**国内に存在する備蓄をトータルで把握する総合的な備蓄を推進する必要。**  
また、官民合わせた総合的な備蓄体制を構築するに当たっては、**各品目の特性に応じ、民間在庫・流通在庫や代替輸入・国内増産の可能性、品目ごとのバランスも考慮したうえで、適正な備蓄水準を検討する必要。**  
その上で、国民が必要な熱量供給を確保する上で重要な食用の穀物等については、以下の措置を講ずる。

① 国産小麦・大豆について、豊凶変動のリスクがある中で、生産者が安心して増産に取り組めるよう、民間の調整保管能力を高めていく。

② 米についても、上記の基本的な方針に従って、適正な備蓄水準を確保した上で、総合的なコメ政策の在り方についても検討を行う。

【有用な遺伝資源の保全と円滑な利活用のための環境整備】  
(取組状況) 我が国における農産物の国際競争力の強化及び安定供給に資する新品種を開発するためには、**育種素材\***となる多様な遺伝資源の確保が不可欠。そのため、海外遺伝資源の円滑な利用を目的として、**各国の遺伝資源に係る情報等を入手し、国内の遺伝資源利用者に提供。国内やアジア地域等から植物遺伝資源を収集し、遺伝資源情報の統合的管理を実施。**

(分析・評価) 令和3年度までに11カ国の遺伝資源の保有状況等の情報を入手、その取得・利用に係る手続きを整理。令和5年度までに2千点以上の遺伝資源を収集、7万点以上の特性情報を公開、有望育種素材の選抜等、順調に進捗（農林水産技術会議評価専門委員会評価A）。今後、**みどり戦略やスマート農業等に資する多様な品種開発ニーズに応じるため、さらに遺伝資源を充実させる必要。**

\*育種素材：新品種を開発するときに交配親として使われる植物のこと

ジーンバンクにおける種子の保存状態



温度-1℃、湿度30%に保たれた種子庫

遺伝資源の活用による病害抵抗性新品種の育成例



黄化えそ病抵抗性キュウリ「緑夏」



従来的一般品種

「緑夏」は黄化えそ病の被害が少なく、従来品種に比べて収穫低下を抑えることができる。

遺伝資源（種子）はボトルまたは真空缶に格納され、気温と湿度が制御された種子庫内に保存されている。

6

### 3 各政策の取組状況及び効果の把握・分析

#### (④国際協力の推進：その1)

##### 【技術協力の取組】

###### (取組状況)

我が国への主要供給国において、児童労働等の解消のためには農家の所得向上が重要との考え方の下、日本から協生農法※に係る専門家を派遣し、生産性の向上につながる**技術講習会を実施**。 ※有用植物の導入、農薬や肥料の不使用、不耕起による農法。食料生産と生物多様性の向上や生産農家の所得向上が期待できる。

###### (分析・評価)

現地スタッフや生産農家との連携が不可欠と実感。モデルファームの構築及び評価結果の共有を行い、技術講習会を実施した地域以外への横展開や日本企業等と連携した取組へ発展させることにより、持続可能性に配慮した**原材料の安定供給体制を構築することが必要**。



生産農家に対する技術講習会の実施

###### (取組状況)

農業農村開発協力のための委託・補助事業を通じ、持続的な食料システム構築に資する**国際的な水議論等への参加**、及び、開発途上国における**質の高いインフラ整備**を推進。

###### (分析・評価)

ICID、INWEPF、世界水フォーラム等の国際会議におけるかんがい農業に関する**国際ルールメイキングへの参画**、及び、農業農村開発分野における**我が国が有する技術・製品等の海外展開の推進**に貢献。引き続き、**農業農村開発協力のための各取組を実施することが必要**。



国際かんがい排水委員会  
(ICID) への参加

###### (取組状況)

我が国漁船の海外漁場における安定的な操業を確保するため、入漁等の関係がある沿岸国の要請に応え、**人材育成、水産業の開発・振興のための技術普及等を実施**。

###### (分析・評価)

当該事業を含む日本の協力が入漁先国等から高く評価され、我が国漁船が海外漁場において操業を維持できている。引き続き、**入漁先国等のニーズを的確に捉えた海外漁業協力の実施を図る必要**。



水管理に関する調査・実証



専門家派遣による  
水産関係の技術協力



### 3 各政策の取組状況及び効果の把握・分析

#### (④国際協力の推進：その2)

##### 【技術協力の取組】

(取組状況) アジア・アフリカを中心とした開発途上国における飢餓や貧困の削減等の課題に対応すべく、**農業生産性の向上のための手法確立及び途上国における地域の農業リーダーのための人材育成等を実施。**

(分析・評価) 研修を受けた農家において、単位当たりの収量の増加や経営規模の拡大に加え、農産物の共同加工や共同販売の開始により作業効率や生産性が向上しており、**食料生産力の向上を実現している。**引き続き開発途上国における農業の発展、農業生産性向上を支援し、**それらの国々における食料安全保障を強化し、世界の食糧需給の安定化につなげていくことが必要。**

##### 【資金協力の取組】

(取組状況) **国連食糧農業機関（FAO）等の農林水産分野の国際機関と連携し、**アフリカ等における飢餓・貧困対策、食品衛生、動物検疫、植物防疫に関する国際基準の策定、国際的な水産資源管理、持続可能な森林経営・木材利用等を推進。

(分析・評価) 小規模農家・家族農家の持続可能な売り先を確保し収入向上につなげるとともに、地域のバリューチェーン構築と地産地消の促進に貢献していることや、我が国専門家の従事した国際基準や成果文書等の発表・採択に加え、IUU漁業削減や漁獲データ収集に関する取り組みの理解の醸成などの成果があった。引き続き、途上国の農業生産性向上や環境配慮型技術の普及等を通じた気候変動への対応、国際基準の策定等による食品安全の確保と流通促進、持続的な水産資源の利用、官民連携による取組等を支援することで、持続可能な農業・食料システムを構築を図る必要。



現地農家への農業支援

(小規模農家における収穫した作物の品質確保のための意識の向上)

##### 【緊急米備蓄の取組】

(取組状況) ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）において、我が国政府米を活用した現物備蓄事業や、我が国の抛出金を活用した現金備蓄事業を通じて、災害対策（台風、洪水等）や貧困緩和対策を実施。我が国は、2012年の協定発効からこれまで、**合計約1万トンの政府米を抛出。**

また、2018年には、APTERR協定発効後初めて、フィリピンとの間で、商業ベースの事前契約による支援であるTier1プログラム実施のための協力覚書を締結し、2021年10月には**覚書を3年間延長することで合意。**

(分析・評価) APTERRにおけるこうした我が国の取組に対しては、ASEAN+3 首脳会合等でも言及されるなど、**各国政府から高い評価を得ており、我が国のプレゼンスの向上に貢献。**



現物備蓄米の被援助国への受渡式典の様子

### 3 各政策の取組状況及び効果の把握・分析

#### (⑤動植物防疫措置の強化)

【水際対策】  
(取組状況)  
全国の海港や空港において、家畜防疫官及び植物防疫官が、輸入される肉製品や植物等の検査を行っているところ、  
① 畜産物や農産物を違法に持ち込ませないための輸出国における広報や国内の空海港における出国前の広報  
② 家畜防疫官・植物防疫官の法改正による権限強化及び増員や、検疫探知犬の増頭  
③ 警察等と連携した違反者の取り締まり  
④ 植物検疫用途剤の継続的な運用の確保等の取組により、**検疫体制を強化し、輸入動植物検疫を実施している。**

(分析・評価)  
適切な水際対策により、アフリカ豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病や、国内にまん延した場合に特に重大な影響を与えると見込まれる病害虫（チチュウカイミバエ、火傷病等）の我が国でのまん延は防がれてきた。今後も、ヒトやモノの往来が一層頻繁になることが予想されるため、**先端技術の活用等を通し、水際の強化・効率化を検討する必要。**

【家畜伝染病の発生予防・まん延防止】  
(取組状況)  
我が国の畜産業に大きな被害をもたらすおそれのある家畜伝染病について、農場にこれらの病原体の侵入をさせないためには、飼養衛生管理が最も重要になることから、**ハード、ソフト双方の面から農場における対策を講じている。**  
さらに、特定の家畜伝染病が発生した際には、**まん延防止対策として殺処分などの迅速な封じ込め措置を行っている。**  
令和2年に改正された家畜伝染病予防法では、飼養衛生管理基準の遵守のための制度の拡充、野生動物の家畜伝染病まん延防止措置の法定化等により、**国内における家畜伝染病対策の取組を強化。**

(分析・評価)  
近隣諸国においてアフリカ豚熱や口蹄疫が発生し、侵入リスクが高まっていること、また、我が国においても豚熱や高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生していることから、引き続き、**家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を徹底していく。**

【植物の病害虫の侵入・まん延防止】  
(取組状況)  
温暖化等による気候変動、人やモノの国境を越えた移動の増加等に伴う病害虫の侵入・まん延リスクの増加に対応するため、**令和4年に植物防疫法を改正。**  
改正植物防疫法では、侵入を警戒している有害動植物の侵入調査を全国斉一的に実施することとしたほか、農業者等が侵入病害虫を確認した場合の通報義務を設け、**侵入病害虫の早期発見・早期防除の取組を強化した。**  
加えて、化学農薬のみに依存しない総合防除の普及を図るため、**総合防除基本指針に即して全ての都道府県が地域の実情に応じた総合防除計画を策定。**各地域での新たな防除体系の確立や、AI等を活用した発生予察の高度化など、国内防除体制の強化により、総合防除の普及を図っている。

(分析・評価)  
温暖化等により病害虫の分布域等が変化している。引き続き、**侵入病害虫の早期発見・早期防除に資する取組を実施するとともに、地域の実情に応じた防除体系の確立や実証等を支援し、現場への総合防除の定着を推進する必要。**

## 4 評価結果及び今後の施策への反映①

各施策の効果に関する分析・評価にあるとおり、我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して**一定の有効性が確認**された。本政策については、近年における食料安全保障上のリスクの高まりの中で、国民や社会のニーズを踏まえて、今後も本政策を実施する必要は高く、引き続き、**必要な見直し等を行いながら、各取組を継続していく必要がある**。一方で、一部の取組については、**一層の強化が必要**と考えられる。

例えば、

- ① **不測時に備えた平素からの取組**のうち、リスクの影響度合い等の分析では、「輸入資材価格の高騰は重大なリスク」といった結果から、引き続き、**リスクの点検とそれへの対応策を検討する必要がある**。
- ② **国際的な食料需給の把握、分析**のうち、衛星データを活用した作柄のモニタリング研究については、食料輸出国等における気象や主要穀物等の作柄を我が国独自のデータとして把握するため、**衛星等の最新技術を活用した有用なシステムにより、一層の活用を目指す必要がある**。
- ③ **輸入穀物等の安定的な確保**のうち、不測の事態に備えた備蓄については、**国内で存在する備蓄をトータルで把握する総合的な備蓄を推進していく必要がある**。
- ④ **国際協力の推進**のうち、資金協力の取組については、気候変動への対応や食品安全の確保等への資金協力を通じて、**途上国での持続可能な農業・食料システムの構築を図る必要がある**。
- ⑤ **動植物防疫措置の強化**では、**先端技術の活用等が必要**である。



## 4 評価結果及び今後の施策への反映②

今日の食料安全保障をめぐる情勢としては、世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障上のリスクの高まりにより、食料の多くを海外に依存している我が国は、将来にわたって食料を安定的に供給していくための政策的な転換点を迎えている。このため、本年6月に改正食料・農業・農村基本法を施行し、その中において、国民一人一人の食料安全保障を基本理念に位置付けるとともに、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて、安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることを位置付けた。

また、これに基づき、新たな食料・農業・農村基本計画を今年度中に策定することから、今後はこうした状況を踏まえつつ、必要な見直し等を行っていく必要があるが、今回明らかになった課題も含め、今後の食料安全保障に係る政策に反映していけるように努める。

## 5 学識経験を有する者の知見の活用

農林水産省政策評価第三者委員会（令和6年8月2日開催）における委員の主な意見は以下のとおり

今回いただいた意見等を今後の食料安全保障に係る政策に反映していけるように努めて参りたい

- ・本評価書に記述されている施策は重要なことばかりであり、成果や反省を活かして今後ますますの進展を期待。それぞれの施策についてPDCAサイクルを回し続けられる仕組みを検討・工夫し、現場での理解を得ていくことで、有効性が更に高まると考える。
- ・日本の食料安全保障は強固とは言い難い。食料需給に関する情報発信を続けて事業者や消費者の意識や行動を変えていくことが大事だという点でも、今回の取りまとめは非常に重要な意味がある。
- ・「食料安全保障月報」は事業者に活用されているが、もう少しコンパクトにして一目で内容がわかるものを提供するなど、今の食料需給状況について一般の人の関心を高めていくことが大事である。
- ・リスクの検討と防止のためには、エビデンスに基づいた解像度の高い分析によるシナリオ作成が重要。今後も精密なシミュレーションが重要という観点で進めてほしい。

※上記のほか、評価書に反映すべきとされた意見については本文中で修正